

意見案第9号

地域における「こども誰でも通園制度」に関する意見書

「こども誰でも通園制度」は、「孤立した育児」の中で不安や悩みを抱える子育て家庭への支援の強化を求める意見がある中、全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な生育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に向けて、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付制度である。

具体的な制度設計に当たっては、基盤整備を進めつつ、地域における提供体制の状況も見極めながら、令和7年度には法制度化し、令和8年度には法律に基づく新たな給付制度として全自治体で実施すべく、令和5年度から各地で試行的な事業が行われている。

よって、国においては、保育士の配置基準と公定価格の抜本的改善、地域の実情に合わせた安全な育児と多様な働き方やライフスタイルの両立が推進されるよう、次の事項について特段の取組を求める。

記

- 1 試行的事業の保育士等職員配置や設備基準は、一時預かり事業と同様の基準となっているが、保育士等職員配置や子どもの安全を担保できるだけの設備基準を満たすための財政的措置を含む支援策を講ずること。
 - 2 試行的事業では、補助基準上の1人当たり利用時間の上限は10時間としているが、それぞれの自治体における乳幼児数や地理的特性によって、利用時間のニーズにばらつきが生じることが想定される。自治体によって地域差が生じることについて、子どもに安全で質の高い保育を提供する観点に立って、利用時間の在り方について検討すること。
 - 3 障がい児やその家族を支援する観点、保護者の事情により通園ができない乳幼児についても、家庭とは異なる経験や家族以外と関わる機会を創出する観点から、「こども誰でも通園制度」においても障がい児の受入れに必要な本人のアレルギーや特性等の情報を共有し、安全に過ごすために必要な施設整備と専門家の巡回指導の実施、保育士等の職員配置を確保するための財政的措置を講ずること。
 - 4 「こども誰でも通園制度」と併せて、地域に多様な子育て支援サービスを整え、重層的な見守り機能が発揮されるような制度設計とすること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
子ども政策担当大臣
少子化対策担当大臣

各通

北海道議会議長 富原 亮